

薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会における事前評価について

医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議の報告書に基づき、下記医薬品についての事前評価が行われ、当該品目について公知申請を行って差し支えないとされた。

記

フィブロガミンP 静注用（一般名：ヒト血漿由来乾燥血液凝固第 XIII 因子）

予定される適応：後天性血液凝固第 XIII 因子欠乏症による出血傾向の効能・効果及び用法・用量の追加

※ 予定される適応は、公知申請が可能と判断されたものである。